

令 和 5 年 度

淡 路 市 健 全 化 判 斷 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

淡 路 市 監 査 委 員

令和6年8月

令和5年度 淡路市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施した。

第2 審査の実施日

令和6年7月10日(水)

第3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各比率はいずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回っていた。

健全化判断比率

(単位：%)

| 区分 | 令和5年度決算 | 震災分を除いた指標数値 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---------|-------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | — | 12.69 | 20.0 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | 17.69 | 30.0 |
| 実質公債費比率 | 13.6 | 11.9 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 55.6 | 31.1 | 350.0 | |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないため、「—」を記載している。

資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 令和5年度決算 | 経営健全化基準 | 備考 |
|----------------|---------|---------|---|
| 産地直売所事業特別会計 | — | 20.0 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定 |
| 温泉事業特別会計 | — | 20.0 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定 |
| 津名港ターミナル事業特別会計 | — | 20.0 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定 |
| 住宅用地造成事業等特別会計 | — | 20.0 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第4号の規定により事業の規模を算定 |
| 下水道事業会計 | — | 20.0 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |

※ 資金不足比率が算定されない会計は「—」を記載している。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は、254,912千円の黒字となっているので、実質赤字比率は算定されず、数値は該当がない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質収支は、755,782千円の黒字となっているので、連結実質赤字比率は算定されず、数値は該当がない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率（令和3年度から令和5年度までの3か年平均数値）は、13.6パーセントとなっており、前年度に比べ0.2ポイント改善している。実質公債費比率13.6パーセントの内訳は、普通会計分が6.7パーセント、公営企業債の償還に対する繰出分が1.1パーセント、一部事務組合の公債費類似経費が5.7パーセント、一時借入金が0.1パーセントである。

平成20年度の実質公債費比率23.5パーセントをピークに数値は減少しており、数値の改善が継続している。新たな地方債の発行については、引き続きその必要性とその将来にわたる償還計画を勘案しながら行われたい。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は55.6パーセントとなっており、前年度に比べ18.9ポイント改善している。地方債残高は微増したものの、将来負担比率が大きく改善したのは、市債管理基金と公共施設整備等基金に基金を積み立てたことや、好調な夢と未来へのふるさと寄附金により前年度と比較して多くの基金積立てを行ったことなどが主な要因である。

平成19年度の将来負担比率は371.0パーセントで、早期健全化基準である350パーセントを超えていたが、平成20年度以降は350パーセントを下回り、数値の改善が継続しているので、引き続き将来負担を勘案した財政運営を継続されたい。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す指標である。本市の公営企業においては、資金不足額が発生していないので、資金不足比率は算定されず、数値は該当がない。

2 総括

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況は、前述のとおりである。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字又は資金不足額が生じていないことから、前年度に引き続き算定されず、数値は該当がない。

本市の各指標はいずれも国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、健全な範囲内と認められる。実質公債費比率及び将来負担比率については、これまで本市が取り組んできた繰上償還等による公債費の抑制に加え、好調なふるさと納税が、指標の改善に寄与しているものと考えられる。引き続き将来負担を勘案し、中長期の視点に立った健全財政を継続されたい。

一方、今後は公共施設の老朽化に伴う維持管理経費や少子高齢化による社会保障関連経費の増加に加え、広域ごみ処理施設の建設が予定されている。また、多様化する課題への迅速での的確な対応が求められるため、困難な財政運営が予想される。「第5次淡路市行政改革大綱」及び「第2次淡路市新行財政改革推進方策」に基づく財政計画とあわせ、総合計画に掲げる「いつかきっと帰りたくなる街づくり」の実現に向け、必要な施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続可能な行財政基盤の強化を両立し、堅実な財政運営に努められたい。